関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・八○トン
四	一九、八八五トン
五	七九二トン
六	六トン
七	四・○八トン
八	○・三二トン
九	二一、一○二トン
一○	三、五八四トン
一一	二○六トン
一二	三九、一八三トン
一三、二、八八二、二○一トン	
一四	八九九、八四二トン
一四の二	三三三、一一六トン
一五	四四二トン
一六	七、七七四トン
一七	七八、一一三トン
一八	八、三九三トン
一九	四八○トン
二○	一二二トン
二一	一三、四四一トン
二二	三四七トン
二三	三、三四四トン
二四	一一トン
二五	○トン
二六	三、二一四トン
二七	五、四○四トン
二八	一トン
二九	四○九トン

○財務省告示第三百八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十一月三十日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十二万八千六百四十五トン

二　冷凍牛肉　十六万二千二百八十二トン

○財務省告示第三百八十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十一月三十日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十七万五千六百六十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十七万五千六百七十一トン

○財務省告示第三百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第一五項に係る物品についての平成二十一年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十一年十一月三十日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年十二月一日

○国税庁告示第二十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人アジアの新しい風	東京都世田谷区弦巻二丁目一八番二二―四一四号	林　雄二郎	平成二十一年十二月一日から平成二十六年十一月三十日まで
特定非営利活動法人アンビシャス	沖縄県那覇市牧志三丁目二四番二九号グレイスハイム喜納二（一階）	迫　幸治	平成二十一年十二月一日から平成二十六年十一月三十日まで
特定非営利活動法人ふれあい自然塾	神奈川県相模原市西橋本一丁目一六番十八号	松井　利夫	平成二十一年十二月一日から平成二十六年十一月三十日まで

○国税庁告示第二十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人文字文化研究所の項中「京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町二四番一号加藤ビル二階」を「京都市中京区東洞院通錦小路上ル元竹田町六三六番地九」に改める。

○文部科学省告示第百七十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第五項の規定に基づき、平成二十年文部科学省告示第六十八号で公示した次の認証評価機関から大学評価基準の変更の届出があったので、同法第百十条第六項の規定により公示する。

平成二十一年十一月三十日

文部科学大臣　川端　達夫

一　財団法人日本高等教育評価機構

1　(一)　評価の対象　大学（短期大学を除く。）の教育研究等の総合的な状況

(二)　大学評価基準の変更（機関別認証評価）

変更前	財団法人日本高等教育評価機構の定める「大学機関別認証評価実施大綱」（平成十九年十一月改訂）及び「大学評価基準」（平成十九年十一月改訂）による
変更後	財団法人日本高等教育評価機構の定める「大学機関別認証評価実施大綱」（平成二十年十一月改訂）及び「大学評価基準」（平成二十年十一月改訂）による

○厚生労働省告示第四百八十五号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日から適用する。

平成二十一年十一月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三項に次の一号を加える。

十九　パクリタキセル腹腔内投与併用療法（胃がん腹膜播種（はしゅ）（化学療法を併用しているものに限る。）に係るものに限る。）